別記７　［延焼のおそれのある部分等］

１　延焼のおそれのある部分

「延焼のおそれのある部分」とは、敷地境界線、道路中心線又は同一敷地内の２以上の建築物相互間の中心線から、１階にあっては３ｍ、２階にあっては５ｍ以内にある建築物の部分をいう。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面その他これらに類するものに面する建築物の部分は除く。　　（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）

なお、建築基準法第２条第６号の規定には、「延焼のおそれのある部分」について定められているが、製造所等の場合は、取り扱う危険物の性状等を勘案し、この規定より厳しくとらえられている。

（参考）

建築基準法第２条第６号のかっこ書き等（下記の下線部分）は適用しない。

建築基準法第２条第６号　　延焼のおそれのある部分

敷地境界線、道路中心線又は同一敷地内の２以上の建築物（延べ面積の合計が５００㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から１階にあっては３ｍ以下、２階以上にあっては５ｍ以下の距離にある建築物の部分をいう。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分は除く。

２　延焼のおそれのある外壁

「延焼のおそれのある外壁」とは、上記１による建築物の外壁部分をいう。

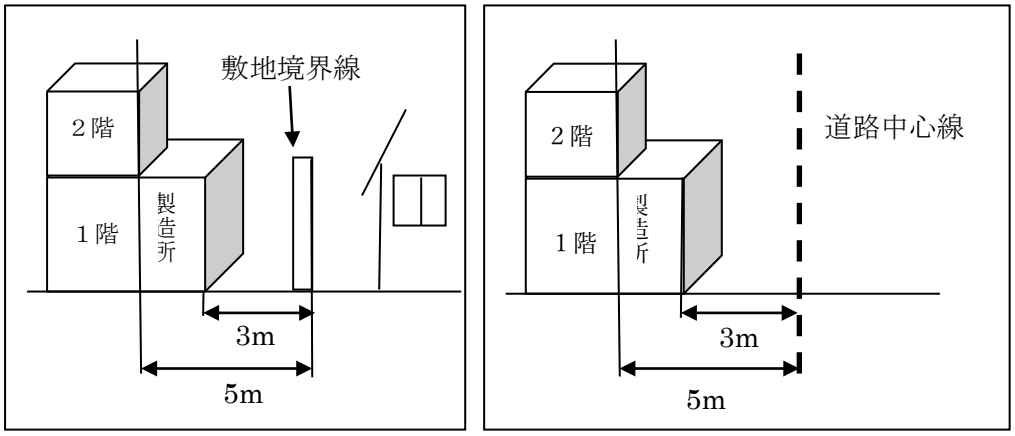

同一敷地内建築物の外壁間中心線からの延焼のおそれのある外壁

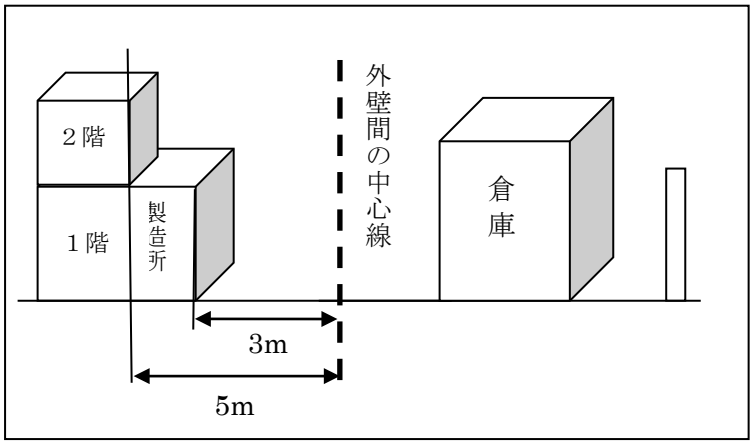

延焼のおそれのある部分の外壁

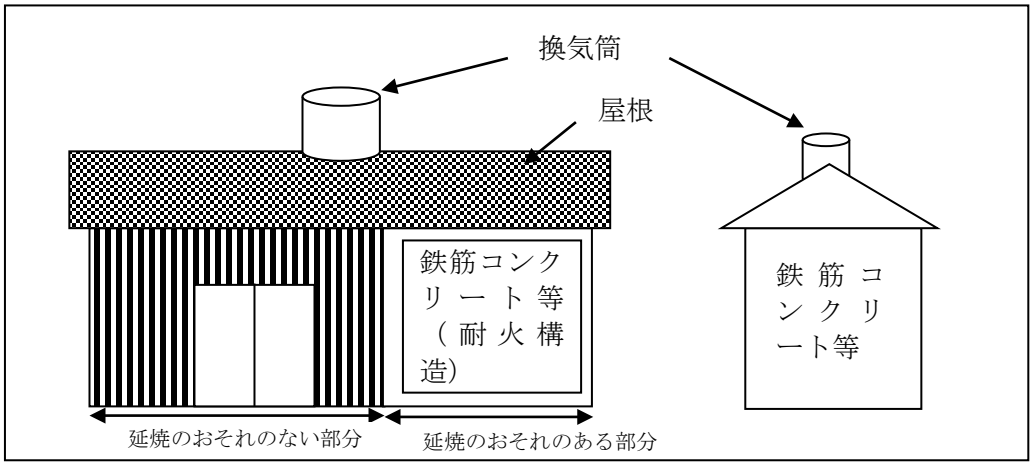

3　延焼のおそれのある外壁等に対する延焼防止措置

延焼のおそれのある外壁に対する延焼防止措置は、次によること。

(1) 延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。
（政令第９条第１項第５号抜粋）

(2) 延焼のおそれのある外壁に設ける出入口は、随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備を設けること。（政令第９条第１項第７号抜粋）

(3) 延焼のおそれのある外壁に換気設備、排出設備又は危険物配管を貫通させる場合は、換気設備又は排出設備には防火ダンパー等を設け、壁を貫通する配管と壁との隙間は、モルタルその他不燃材料で埋め戻すこと。（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）
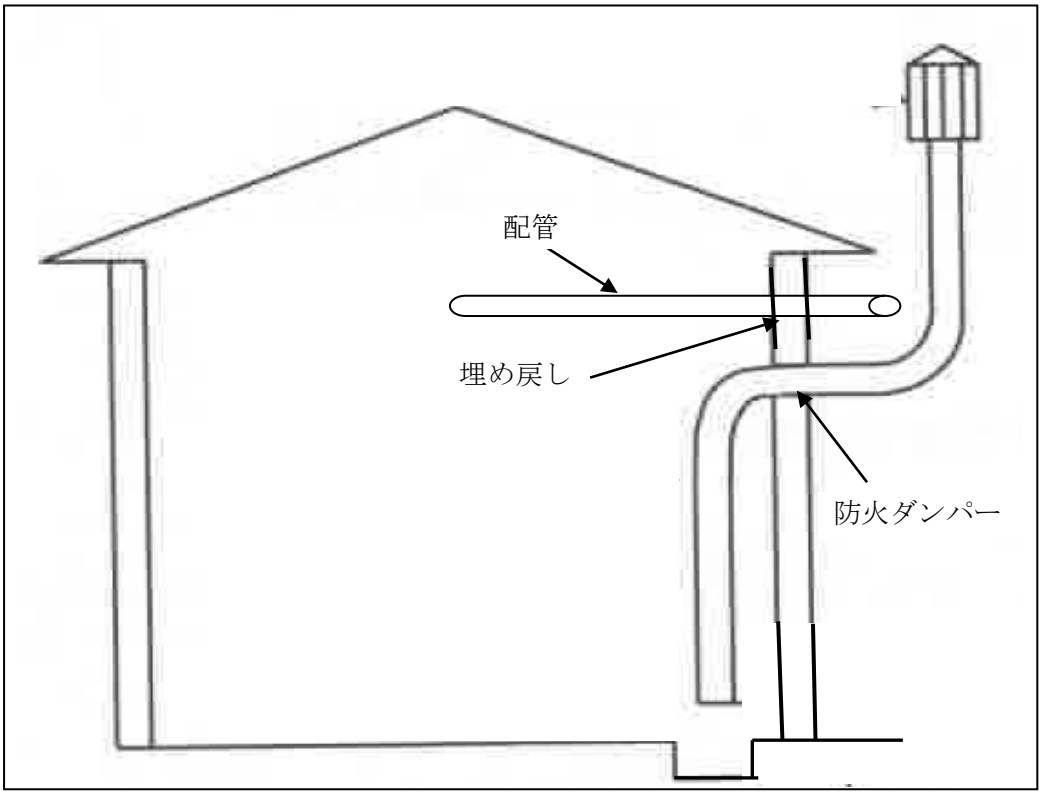
延焼のおそれのある外壁に設ける開口部の措置